

令和4年度包括外部監査に対する対応状況・方針等

監査テーマ: 県単独補助金等について

令和8年3月30日公表

| 番号 | 監査年度 | 頁 | 区分 | 項目 | 担当部局 | 担当課・室 | 意見内容 | 対応状況・方針等 | | 対応区分 |
|----|------|-----|----|--|-------|-------|---|--|---|------|
| | | | | | | | | 令和6年度報告内容 | 令和7年度状況 | |
| 78 | R4 | 161 | 意見 | 公立大学法人愛媛県立医療技術大学運営費交付金 消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確定に伴う県への報告について | 保健福祉部 | 保健福祉課 | 補助事業に伴う補助金、交付金、負担金といった収入は、消費税法上不課税(課税対象外)取引に該当します。一方、補助事業者が消費税の課税事業者であれば、事業実施に伴う取引について消費税法上の課税仕入れを行った場合には、当該経費は控除対象仕入税額として仕入税額控除することが可能となっています。そのため、補助事業者が消費税の確定申告の際に課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合には、当該補助事業者は仕入れに係る消費税額を実質的に負担していないことになります。 このことについて、県では交付要綱のひな型として「愛媛県交付要綱マニュアル」において補助対象事業費に係る消費税額のうち仕入税額控除金額が確定した場合、その金額に係る補助金(交付金、負担金)の返還を求める条文を設けていますが、現在の「要綱」にはその旨の記載はありません。 また、消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除の取扱いに関する報告についても、従来から免税事業者であるとして、適時報告がなされていませんでした。 独立行政法人であっても仕入控除税額が発生するケースはあるため、仕入控除税額報告書に関する条文を「要綱」に定めるとともに、適切な運用を行うことが望ましいです。 | 仕入控除税額報告書に関する条文を要綱に定めることについて、ほかの自治体の規定状況も踏まえながら検討を進めている。 | 仕入控除税額報告書に関する条文を要綱に定めることについて、ほかの自治体の規定状況も踏まえながら検討を進めている。 | 検討中 |
| 79 | R4 | 164 | 意見 | 福祉避難所機能強化・整備促進事業費補助金 令和3年度当初予算見積額の事項説明書における積算根拠等について | 保健福祉部 | 保健福祉課 | 県によると、令和3年度当初予算見積額の事項説明書における補助対象経費にかかる補助金負担額の積算根拠として、①印刷製本費、②食糧費、③介護用トイレ、④簡易ベット(段ボール)、⑤パーテーション、⑥車いす、⑦アドバイザー報償費といった項目に対しては、過去の予算で用いた単価を継続して用いているとのこと。 予算の作成においては、過去の単価を参考にしつつ、現在の物価上昇等を勘案して、見積りを行うとともに、予算単価を決定したプロセス等を残しておくことが望ましいです。 | 予算の作成において、現在の物価上昇等に対応した適切な予算単価の積算の検討を進めている。 | 物価上昇等に対応するため、令和6年10月には一部メニューにおいて補助率や基準額の改善を行うとともに、令和7年度当初予算編成時においては市町から把握した実施見込額に基づき予算計上を行っている。 | 対応済 |